

平成24年2月3日

報道発表資料

## 川崎社会保険病院の譲渡条件に関する本市の意見について

既にお知らせしたとおり、平成23年12月21日付けをもって、国が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に対し、川崎社会保険病院(川崎区田町2丁目9-1)の譲渡を指示いたしました。(参考URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yt9f.html>)

社会保険病院等の譲渡に際しては、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について(平成21年3月6日厚生労働省発社保第0306001号 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長宛 厚生労働大臣通知)」4(2)及び4(3)に基づき、同機構は所在地方公共団体の意見を聴くこととされております。

このため、同機構理事長からの求めにより、本日付けをもって、別紙のとおり、本市としての意見を回答したのでお知らせします。

なお、川崎社会保険病院において、地元の市民からの問合せに対する説明を行うほか、譲渡までの間、地域医療に支障を生じさせないように、責任をもって必要な医療、保健、福祉サービスを提供するとともに、円滑な業務の引継ぎを行うよう求めます。併せて、RFO及び国からも、このことについて同病院を運営する社団法人全国社会保険協会連合会に対して要請するよう依頼したのでお知らせします。

担 当	川崎市健康福祉局 保健医療部地域医療課
	電話 044-200-3797 FAX 044-200-3934

## 川崎社会保険病院の譲渡先の選定に関する意見

本市として同病院に求める最低限度の医療機能は次のとおりである。譲渡にあつては、病院及び介護老人保健施設の業務の円滑な引継ぎを行い、患者や入所者等への影響を極力来たさないよう努めるものとする。

## 1 病床の構成及び運用

- (1) 譲渡後も現許可病床数(308床)を保全すること。
- (2) 差額病室ではない病室を病床種別ごとに確保すること。

## 2 医療・介護機能

## ① 予防医療

- (1) 市民や事業所を対象とした健康診断を継続すること。
- (2) 地元の市民を対象とした講演会を開催するよう努めること。

## ② 急性期医療

- (1) 現在の標榜科目と外来診療体制を維持し、入院治療に応需するよう努めること。
- (2) 従前どおり、一次・二次の救急医療を継続し、かかりつけ患者や地元の市民に応需するよう努めること。

## ③ 亜急性期・慢性期医療

- (1) 現在休床中の病床50床を活用し、2年以内に100床以上の療養病床を整備するとともに、うち少なくとも10床は、呼吸管理などの高度な医学管理に応需すること。
- (2) 2年以内に人工透析室を5床以上で再開し、療養病床の入院患者にも応需すること。
- (3) 訪問診療・訪問看護等の在宅医療を継続するとともに、レスパイト事業を実施するよう努めること。
- (4) 介護老人保健施設100床を運営すること。
- (5) 回復期リハビリテーション病床を確保すること。

## ④ 終末期医療

緩和ケア病床を確保すること。ただし、やむを得ず中断する場合は、2年以内に再開すること。

## 3 医師・看護師の確保

関係大学や看護師養成所等と連携し、安定的な医師・看護師確保に努めること。

## 4 地域医療連携等の推進

地元の市民や福祉施設との交流を推進するとともに、医療関係団体と連携を深めること。

## 5 災害医療の対応

本市及び医療関係団体の危機管理体制に協力し、可能な限りの傷病者の受け入れに努めること。

# 川崎社会保険病院の譲渡後のあり方に関するイメージ

地域における  
医療と介護の連携拠点として  
ケアミックス型医療を提供

救急医療を支える  
後方病院として  
亜急性期・慢性期医療等を提供

## ① 予防医療

- 市民と事業所従業員の健康診断
- 講演会の開催等による地元市民との交流

## ② 急性期医療

- 現在の標榜科目の維持と外来・入院診療
- かかりつけ患者・地元の市民を中心とした  
一次・二次の救急医療

## ③ 亜急性期・慢性期医療

療養病床100床以上の整備と機能の強化  
50床以上を増床し、呼吸管理(10床以上)及び人工透析に必需

- 訪問診療・訪問看護などの在宅医療と  
レスパイト事業
- 回復期リハビリテーション医療
- 介護老人保健施設の運営

## ④ 終末期医療

- 緩和ケア医療

## ⑤ 災害医療

本市と医療関係団体等の危機管理体制に協力した傷病者の受け入れ

関係大学・市内の医療機関・医療関係団体との緊密な連携